

防犯優良マンション認定事業について

1. 全国公益法人による認定基盤の整備

全国公益法人（全国防犯協会連合会、日本防犯設備協会及びベターリビング）は、標準認定規程や標準認定基準の策定、審査員の養成登録、学識経験者等による監視及びアドバイスなど、各都道府県の防犯関係公益法人と住宅関係公益法人が防犯優良マンションを共同認定するための制度基盤を整備。

2. 認定主体

各都道府県の防犯関係公益法人と住宅関係公益法人が共同認定主体。

3. 認定の対象

新築、既存を問わず全てのマンションを対象。

4. 認定の基準

全国公益法人が定める防犯優良マンション標準認定基準を基に、各都道府県の状況を踏まえて実施主体が認定基準を制定。

5. 審査

全国公益法人に一定の能力を有したのものとして登録された、住宅・建築や防犯設備の専門家の中から、認定主体となる各都道府県の防犯関係公益法人と住宅関係公益法人が指名した2人の審査員により、設計図書審査及び現地審査を実施。

6. 認定

審査員による審査結果をもとに、判定委員会の議を経て認定。設計段階及び竣工後の2段階の審査で認定。設計段階においては設計段階適合証を、竣工後においては認定証をそれぞれ交付。

7. 認定マンションの公表

認定（設計段階適合が確認されたものを含む。）マンションについては、認定主体のホームページで公表。

8. アドバイザー会議による認定事業についてのアドバイス

住宅・建築及び防犯関係の学識経験者等からなるアドバイザー会議による、認定機関における認定事業の適正な運営についてのアドバイス

防犯優良マンション認定制度のイメージ

【竣工後審査の場合】

